2　（略）

（カタログの必要表示事項）

第６条　事業者は、タイヤのカタログを作成するときは、次に掲げる事項を施行規則で定めるところにより、明瞭に表示しなければならない。

⑴～⑺　（略）

（店頭等における必要表示事項）

第７条　販売業者は、一般消費者に直接に販売するため店頭等に陳列する一般消費者向けタイヤについては、次に掲げる事項を施行規則に定めるところにより明瞭に表示しなければならない（第６号及び第７号は、セット品の場合は、セット品について表示すること。）。ただし、商品のラベルによる表示により、店頭等で一般消費者に容易に判別することができる事項については、店頭等における表示を省略することができる。

⑴～⑽　（略）

（チラシ等及びインターネットによる広告の必要表示事項）

第８条　販売業者はチラシ等及びインターネットによる広告において、一般消費者向けタイヤについて取引条件（セット品の場合は、セット品の取引条件。以下第９条から第11条まで及び第13条において同じ。）を表示する場合には、施行規則で定めるところにより、次に掲げる第１号から第５号までの事項を当該広告に表示されているタイヤごとに、第６号から第９号までの事項を当該広告に明瞭に表示しなければならない（第５号及び第６号は、セット品の場合は、セット品について表示すること。）。

⑴～⑼　（略）

2　（略）

（特定用語の使用基準）

第10条　（略）

⑴～⑸　（略）

⑹　低燃費を意味する用語

「低燃費」又はこれに類似する用語については、施行規則で定める方法に適合した場合を除き、使用することができない。

2　（略）

2　（略）

（カタログの必要表示事項）

第６条　事業者は、タイヤのカタログを作成するときは、次に掲げる事項を施行規則で定めるところにより、明りょうに表示しなければならない。

⑴～⑺　（略）

（店頭等における必要表示事項）

第７条　販売業者は、一般消費者に直接に販売するため店頭等に陳列する一般消費者向けタイヤについては、次に掲げる事項を施行規則に定めるところにより明りょうに表示しなければならない（第６号及び第７号は、セット品の場合は、セット品について表示すること。）。ただし、商品のラベルによる表示により、店頭等で一般消費者に容易に判別することができる事項については、店頭等における表示を省略することができる。

⑴～⑽　（略）

（チラシ等及びインターネットによる広告の必要表示事項）

第８条　販売業者はチラシ等及びインターネットによる広告において、一般消費者向けタイヤについて取引条件（セット品の場合は、セット品の取引条件。以下第９条から第11条まで及び第13条において同じ。）を表示する場合には、施行規則で定めるところにより、次に掲げる第１号から第５号までの事項を当該広告に表示されているタイヤごとに、第６号から第９号までの事項を当該広告に明りょうに表示しなければならない（第５号及び第６号は、セット品の場合は、セット品について表示すること。）。

⑴～⑼　（略）

2　（略）

（特定用語の使用基準）

第10条　（略）

⑴～⑸　（略）

2　（略）

（特定事項の表示基準）

第11条　（略）

⑴　（略）

⑵　（略）

ア・イ　（略）

ウ　アの規定にかかわらず、性能のうち施行規則で定める事項について等級及び数値で表示する場合は、施行規則で定める方法による。

⑶　環境への負荷の低減に関する表示

環境への負荷が少ないことを強調する表示を行う場合は客観的な根拠に基づき具体的な内容を明瞭に表示する。

（不当表示の禁止）

第13条　（略）

⑴～⑮　（略）

2　（略）

3　事業者は、第10条第１項第６号に規定する「低燃費」又はこれに類似する用語並びに第11条第１号イ及び同条第２号ウに規定する施行規則で定める事項に関し、第10条第１項第６号、第11条第１号イ及び同条第２号ウに規定する施行規則で定める方法以外の方法により不当にこれを表示してはならない。

（おとり広告等の禁止）

第14条　（略）

⑴　（略）

⑵　取引の申出に係るタイヤの供給量が著しく限定されているにもかかわらず、その限定の内容が明瞭に記載されていない場合の当該タイヤについての表示

⑶　取引の申出に係るタイヤの供給期間、供給の相手方又は顧客一人当たりの供給量が限定されているにもかかわらず、その限定の内容が明瞭に記載されていない場合の当該タイヤについての表示

⑷　（略）

2　（略）

（公正取引協議会の設置）

第15条　（略）

2　公正取引協議会は、この規約に参加する事業者及び事業者の団体をもって構成する。

（違反に対する調査）

第17条　（略）

2　（略）

（特定事項の表示基準）

第11条　（略）

⑴　（略）

⑵　（略）

ア・イ　（略）

⑶　環境への負荷の低減に関する表示

環境への負荷が少ないことを強調する表示を行う場合は客観的な根拠に基づき具体的な内容を明りょうに表示する。

（不当表示の禁止）

第13条　（略）

⑴～⑮　（略）

2　（略）

3　事業者は、第11条第１号イに規定する施行規則で定める事項に関し、同号イに規定する施行規則で定める方法以外の方法により不当にこれを表示してはならない。

（おとり広告等の禁止）

第14条　（略）

⑴　（略）

⑵　取引の申出に係るタイヤの供給量が著しく限定されているにもかかわらず、その限定の内容が明りょうに記載されていない場合の当該タイヤについての表示

⑶　取引の申出に係るタイヤの供給期間、供給の相手方又は顧客一人当たりの供給量が限定されているにもかかわらず、その限定の内容が明りょうに記載されていない場合の当該タイヤについての表示

⑷　（略）

2　（略）

（公正取引協議会の設置）

第15条　（略）

2　公正取引協議会は、この規約に参加する事業者及び事業者の団体をもつて構成する。

（違反に対する調査）

第17条　（略）

2　（略）